

「会社法の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律」が施行

「中小企業等協同組合法」及び
「中小企業団体の組織に関する法律」が改正される。

- 全国中央会 -

「会社法」が5月1日に施行されることにともない、従来、商法を準用していた多数の法律について、準用規定を商法から会社法に改正する等の改正を一括して行う「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下、「整備法」という。)が施行された。この「整備法」により、「中小企業等協同組合法」(以下、「中協法」という。)及び「中小企業団体の組織に関する法律」(以下、「中団法」という。)が改正された。――主な改正点は次のとおり。

整備法による中協法の主な改正点 (実質改正)

第6条(名称)

【修正。商法の準用→会社法の準用】

第6条の商法準用が会社法準用に変更されたことにより、組合の名称についても以下のような整理となった。

① 組合の名称中の文字の使用強制

組合の名称中には、事業協同組合にあっては協同組合等、各組合ごとに一定の文字を使用しなければならない(第6条第1項)。

② 組合類似の文字の使用禁止

組合以外の者は、その名称中に組合

であることを示す文字を用いてはならない(第6条第2項)。

③ 他の組合と誤認させる名称の使用禁止(会社法第8条の準用)

不正の目的をもって、他の組合であると誤認されるおそれのある名称を使用してはならず、その使用によって事業上の利益が侵害され又は侵害されるおそれがある組合は、侵害する者又は侵害しようとする者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

④ 同一の所在場所における同一の名称の登記の禁止

既に他人が登記した名称と同一であ

り、かつ、その主たる事務所の所在場所がその他人の名称の登記に係る主たる事務所の所在場所と同一であるときは、その名称の登記をすることができない。

⑤ 登記所に対する名称の登記の抹消の申請

主たる事務所の所在地において登記しようとする名称と同一の名称が既に登記されている場合であって、既にその名称の登記をした者が登記をしない場合には、同一の名称を使用しようとする者は、その旨を証する書面を添付して、登記所に対し当該名称の登記の抹消を申請することができる。

第10条の2

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

【新設】

現第39条に規定されていた組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等に関する規定の移動。新たに、組合が組合員名簿を作成しなければならないことが明示された。「備付け」が「備置き」に修正された。

第33条(定款)

【定款記載事項としての公告方法の新設】

法に定めがある場合を除き、組合の公告方法は自由である。組合事務所に掲示し、また、必要があるときは新聞に掲載

することにより。

第36条(役員の任期)

第3項【新設】

第3項が新設され、役員(理事・監事)の「任期伸長規定」が導入された。

これにより、法定の任期である3年を超えて役員改選が行われることとなっても法令定款違反とはならないとされた。

法律で任期伸長規定が明示されたことから、定款に任期伸長規定を置けば、任期を3年としておき、さらに3年を超える通常総会終結時まで任期を伸長することが可能となった。

第36条の5(理事会の権限)【新設】

従来、現第42条は商法第260条(取締役会の権限)の規定を準用していなかったが、会社法第362条(取締役会の権限等)の規定に倣い「正条文化。」

「正条文化」という語については、従来のように準用条文番号だけを示すだけではなく、本条として書き起こすという意味で使っている(以下同じ。)

第36条の6

(理事会の決議)【正条文化及び新設】

現第36条の3の規定の移動及び現第42条が準用する商法第260条の2第2項、第3項(特別利害関係取締役)の規

定を正条文化した結果としての会社法第369条（取締役会の決議）第370条（取締役会の決議の省略）の規定の正条文化。

第36条の8（代表理事）【新設】

現第42条が準用していた商法第261条（代表取締役）の規定を会社法第349条の規定に変更して正条文化。

第38条の2（理事の責任）

→（役員の組合に対する損害賠償責任）

【修正】

現第38条の2の規定の分割新設。

理事・監事を「役員」として括ったうえで、組合に対する責任（本条）と第三者に対する責任（第38条の3）に分割。役員の連帯責任の規定を独立（第38条の4）。

第38条の3（理事の責任）

→（役員の第三者に対する損害賠償責任）

【修正】

現第38条の2の規定の分割新設。

理事・監事を「役員」として括ったうえで、組合に対する責任と第三者に対する責任を分割。役員の連帯責任の規定を

独立（第38条の4）。

第38条の4（役員の連帯責任）【新設】

現第38条の2の規定の分割新設。

第41条（役員の改選）

→（会計帳簿等の作成及び閲覧等）（役員の改選を第42条に移す）第1項【新設】

会社法の規定に合わせ、本条第1項で、組合が適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない旨が規定された（適時性及び正確性の明示。）

整備法による中協法の主な改正点

協業組合及び商工組合については、中協法の準用規定が多数存在するが、これらの準用規定は、すべて中協法が改正されたとおりの改正を受けているので、該当条文が準用している中協法の条文の解説を参照いただきたい。

なお、第4章組織変更第2節（第100条の3から第100条の14まで）組合から会社への組織変更に係る規定が見直されている。

*詳しくは、全国中小企業団体中央会のホームページ

(http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/kaisha_kaiseichukyo.pdf)をご覧ください。